

秋 田 市 公 報

あきた

第1180号

令和5年03月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

規則

年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規則	人事課（第1号）	4
定年退職者等の暫定再任用に関する規則	人事課（第2号）	7
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第3号）	9
秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第4号）	12
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第5号）	13
秋田市職員給与条例附則第19項等の規定による給料に関する規則	人事課（第6号）	31
秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則	生活総務課（第7号）	46
秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則	企業立地雇用課（第8号）	47
秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則	建築指導課（第9号）	48

訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課（第1号）	49
秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課（第2号）	51

告示

認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第19号）	52
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課（第20号）	53
指定地域密着型サービス事業者の指定について	介護保険課（第21号）	54

認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第22号）	55
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第23号）	56
医療給付を委託する機関の変更について	子ども健康課（第24号）	57
令和4年度第6期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第25号）	58
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第26号）	59
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第27号）	60
指定区域の指定について	廃棄物対策課（第28号）	61
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第29号）	62
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和4年）の公示送達について	国保年金課（第30号）	64
令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第31号）	65
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第32号）	66
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第33号）	67
秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について	食肉衛生検査所（第34号）	68
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第35号）	69
一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について	公園課（第36号）	70
秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について	公園課（第37号）	71
八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について	スポーツ振興課（第38号）	72
北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について	スポーツ振興課（第39号）	73
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第40号）	74
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第41号）	75
犬の登録手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課（第42号）	76
狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課（第43号）	77
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第44号）	78
秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について	文書法制課（第45号）	80

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第3号）	81
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第4号）	82

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第2号）	83
----------------	---------------	----

上下水道局告示

指定排水設備工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第1号）	84
指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第2号）	85
公共下水道の供用および下水の処理の開始について	上下水道局下水道整備課（第3号）	86

公告

秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	87
一般競争入札の実施について	文化振興課	88
農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集について	産業企画課	95
要件付一般競争入札の実施について	産業企画課	98
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	101

農委公告

秋田市農地利用最適化推進委員候補者の募集について	農業委員会事務局	102
--------------------------	----------	-----

年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 1 号

年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号。以下「条例」という。）第13条に規定する年齢60年以上退職者（次条第 2 項において「年齢60年以上退職者」という。）の定年前再任用（条例第13条の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前再任用の原則)

第 2 条 定年前再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条、第15条および第23条の 3 の規定に違反してはならない。

2 年齢60年以上退職者が法第52条第 1 項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項および定年前再任用希望者の同意)

第 3 条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条および次条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容

- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
(定年前再任用の選考に用いる情報)

第4条 条例第13条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
(報告)

第5条 任命権者は、毎年7月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を市長に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による定年前再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第20項の規則で定める短時間勤務の職等)

- 3 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号。以下「改正条例」という。）附則第20項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が同項に規定する基準日（以下「基準日」という。）の前日に設置されていたものとした場

合において、基準日における新条例定年相当年齢（改正条例附則第11項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（改正条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この項において同じ。）（当該職に係る新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

4 改正条例附則第20項の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

5 改正条例附則第20項の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第3項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（新条例第13条の規定により採用された職員をいう。）とする。

定年退職者等の暫定再任用に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 2 号

定年退職者等の暫定再任用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年秋田市条例第 35 号。以下「改正条例」という。）附則第 5 項および附則第 6 項に規定する者（次条第 2 項および第 4 条において「定年退職者等」と総称する。）の暫定再任用（改正条例附則第 5 項、附則第 6 項、附則第 10 項又は附則第 11 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(暫定再任用の原則)

第 2 条 暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 13 条、第 15 条および第 23 条の 3 の規定に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第 52 条第 1 項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第 56 条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第 3 条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日および任期の末日
- (3) 暫定再任用をされた場合の給与

- (4) 暫定再任用をされた場合の 1 週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
(暫定再任用の選考に用いる情報)

第 4 条 改正条例附則第 5 項、附則第 6 項、附則第 10 項および附則第 11 項に規定する規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無
その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
(報告)

第 5 条 任命権者は、毎年 7 月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
- (2) 前年度における暫定再任用職員（改正条例附則第 8 項に規定する暫定再任用職員をいう。）の任期の更新の状況
(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 3 条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 3 号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 10 条第 1 項各号および第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 10 条の 2 中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 10 条の 4 中「掲げる率」を「定める率」に改め、同条第 1 号および第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(秋田市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 2 条 秋田市職員の退職管理に関する規則（平成 28 年秋田市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 号中「第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年秋田市条例第 35 号）附則第 8 項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）のうち、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第 1 条の規定による改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新勤務時間規則」という。）第 8 条の 2 に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間規則の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員に対する新勤務時間規則第 10 条の 2 の規定の適用については、同条中「地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは、「秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年秋田市条例第 35 号）附則第 10 項又は附則第 11 項」とする。
(秋田市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、第 2 条の規定による改正後の秋田市職員の退職管理に関する規則（以下「新退職管理規則」という。）第 22 条第 2 号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは、「秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年秋田市条例第 35 号）附則第 5 項、附則第 6 項、附則第 10 項又は附則第 11 項」とする。
- 5 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合における新退職管理規則第 22 条の規定の適用については、なお従前の例に

よる。

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 4 号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「第 2 条第 3 号アの(イ)」を「第 2 条第 4 号アの(イ)」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 5 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「第24条第 1 項」を「第24条の 2 第 1 項」に改める。

第24条第 1 項中「降格した」を「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した」に、「と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）」を「に対応する別表第19に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸の欄に定める号俸」に改め、同条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号俸でなければならない。

第24条を第24条の 2 とし、第23条の次に次の 1 条を加える。

（降格）

第24条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

第26条第 3 項中「第24条」を「第24条の 2」に改める。

第35条第 1 項中「別表第19」を「別表第20」に改める。

別表第18のイの表を次のように改める。

イ 医療職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた 号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級

1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	2	6
23	3	7
24	4	8
25	5	9
26	6	10
27	7	11
28	8	12
29	9	13
30	10	14

31	11	15
32	12	16
33	13	17
34	14	18
35	15	19
36	16	20
37	17	21
38	18	22
39	19	23
40	20	24
41	21	25
42	22	26
43	23	27
44	24	28
45	25	29
46	25	30
47	26	31
48	26	32
49	27	33
50	27	34
51	28	35
52	28	36
53	29	37
54	29	37
55	29	38
56	29	38
57	30	39
58	30	39
59	30	40
60	30	40

61	31	41
62	31	41
63	31	42
64	31	42
65	32	43
66		43
67		44
68		44
69		45
70		45
71		45
72		46
73		46
74		46
75		47
76		47
77		47
78		48
79		48
80		48
81		48
82		48
83		49
84		49
85		49
86		49
87		49
88		50
89		50
90		50

91		50
92		50
93		51
94		51
95		51
96		51
97		51

別表第18のウの表中	「	42	を	「	41	に改め、別表第18の
		42			42	
		43			42	
		43			42	
		44			43	
		44			43	
		45			43	
		45			44	
		45			44	
		46			44	
		46			45	
		46			45	
		47			46	
	」	47		」	46	

備考を次のように改める。

備考 これらの表の昇格後の号俸の欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第19を別表第20とし、別表第18の次に次の1表を加える。

別表第19 降格時号俸対応表（第24条の2関係）

ア 行政職給料表(1)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受	降 格 後 の 号 俸
------------	-------------

けていた号俵	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	58	41	41	33	33	42	38
26	60	42	42	34	34	44	40
27	62	43	43	35	35	46	42
28	64	44	44	36	36	48	47
29	66	45	45	37	37	52	52

30	68	46	46	38	38	56	57
31	70	47	47	39	39	67	61
32	72	48	48	40	40	80	61
33	74	49	49	41	41	82	61
34	76	50	50	42	42	84	61
35	78	51	51	43	43	85	61
36	80	52	52	44	44	85	61
37	82	53	53	45	45	85	61
38	84	54	54	46	46	85	61
39	86	55	55	47	47	85	61
40	88	56	56	48	48	85	61
41	90	58	57	49	50	85	61
42	92	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	

60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			

90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						

120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

イ 医療職給料表(1)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた 号俸	降 格 後 の 号 俸	
	1 級	2 級
1	21	17
2	22	18
3	23	19
4	24	20
5	25	21
6	26	22
7	27	23
8	28	24
9	29	25
10	30	26
11	31	27
12	32	28
13	33	29
14	34	30
15	35	31
16	36	32
17	37	33
18	38	34
19	39	35
20	40	36

21	41	37
22	42	38
23	43	39
24	44	40
25	46	41
26	48	42
27	50	43
28	52	44
29	56	45
30	60	46
31	64	47
32	65	48
33	65	49
34	65	50
35	65	51
36	65	52
37	65	54
38	65	56
39	65	58
40	65	60
41	65	62
42	65	64
43	65	66
44	65	68
45	65	71
46	65	74
47	65	77
48	65	82
49	65	87
50	65	92

51	65	97
52	65	97
53	65	97
54	65	97
55	65	97
56	65	97
57	65	97
58	65	97
59	65	97
60	65	97
61	65	97
62	65	97
63	65	97
64	65	97
65	65	97
66	65	97
67	65	97
68	65	97
69	65	97
70	65	97
71	65	97
72	65	97
73	65	97
74	65	97
75	65	97
76	65	97
77	65	97
78	65	97
79	65	97
80	65	97

81	65	97
82	65	97
83	65	97
84	65	97
85	65	97
86	65	97
87	65	97
88	65	97
89	65	97
90	65	
91	65	
92	65	
93	65	
94	65	
95	65	
96	65	
97	65	

ウ 医療職給料表(2)降格時号俸対応表

降格した日の前日に 受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25

10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	45	41	37	41	41
26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44
29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47
32	56	48	44	48	48
33	58	49	45	50	50
34	60	50	46	52	52
35	62	51	47	54	54
36	64	52	48	56	56
37	65	53	49	57	59
38	66	54	50	58	62
39	67	55	51	59	65

40	68	56	52	60	69
41	71	57	53	63	73
42	74	58	54	66	77
43	77	59	55	69	81
44	80	60	56	72	85
45	82	61	57	76	85
46	84	62	58	80	85
47	85	63	59	84	85
48	85	64	60	90	85
49	85	65	61	96	85
50	85	66	62	102	85
51	85	67	63	105	85
52	85	68	64	105	85
53	85	70	65	105	85
54	85	72	66	105	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	78	69	105	85
58	85	80	70	105	85
59	85	82	71	105	85
60	85	84	72	105	85
61	85	91	74	105	85
62	85	98	76	105	85
63	85	105	78	105	85
64	85	105	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	
67	85	105	86	105	
68	85	105	88	105	
69	85	105	89	105	

70	85	105	90	105	
71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		

100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

備考 これらの表の降格後の号俸の欄中「１級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別表第18の改正規定および次項から附則第４項までの規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第18の規定は、令和４年４月１日から適用する。
（令和４年４月１日から一部施行日の前日までの間における異動者の号俸）
- 令和４年４月１日から附則第１項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のう

ち、改正後の規則別表第18の規定による号俸が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第18の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則別表第18の規定にかかわらず、改正前の規則別表第18の規定による号俸とするものとする。

（一部施行日から令和5年3月31日までの間における異動者の号俸）

- 4 一部施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正前の規則別表第18の規定による号俸とすることができる。

秋田市職員給与条例附則第19項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 6 号

秋田市職員給与条例附則第19項等の規定による給料に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号。以下「給与条例」という。）附則第19項、附則第21項又は附則第22項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号）第 4 条第 1 項ただし書に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 秋田市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第19項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第 1 項特例任用職員（秋田市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第 3 項特例任用職員（同条例第 9 条第 3 項又は第 4 項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。

- (4) 特定日 給与条例附則第17項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第3条第2項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第13から別表第15までに定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 給与条例第3条第1項および第3項の規定により職員が属する職務の級における最高の号俸の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (9) その者の号俸等 当該職員に適用される給料表ならびにその職務の級および号俸をいう。

（給与条例附則第19項の規則で定める職員）

第3条 給与条例附則第19項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
- ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に

育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

エ 異動日以後に市長の承認を得てその号俸を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第21項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が

2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に市長の承認を得てその号俸を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員 市長が定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用について

ては、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第21項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（秋田市職員の定年等に関する条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項および第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用について

ては、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表および初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表および初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する

額) に100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行われるものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号俸を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員 市長が定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第21項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第22項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条および次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条および次条において同じ。）の前日か

ら引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(4) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号俸を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異

動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行われるものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号俸を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第22項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行われるものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に

相当する額を、給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、

算出するものとする。

- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長が定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、市長が定める額を、給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行われるものを除く。）をした職員

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号俸を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第22項の規定による給料の支給）

- 第10条 初任給規則第17条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した

日後における最初の４月１日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして同項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長が定める日以後、市長が定める額を、給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第17条各号に掲げ

る者となり引き続いて人事交流等職員となったものおよびこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

(4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となった日以後に市長の承認を得てその号俸を決定された職員又は市長が定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第11条 給与条例附則第19項、附則第21項又は附則第22項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第19項、附則第21項又は附則第22項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 7 号

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市墓地、埋葬等に関する規則（平成12年秋田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号および様式第 3 号中「第 7 条」を「第44条の 9 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 8 号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の 2 中「供する施設」の次に「および再生可能エネルギーに関連するサービス又は脱炭素燃料の製造等に関連するサービスを行う事業の用に供する施設」を加える。

第 3 条第 1 項第 3 号中「、常時」を「常時」に改め、「ある場合」の次に「又は再生可能エネルギーに関連する施設もしくは脱炭素燃料の製造等に関連する施設の新設もしくは増設である場合」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 9 号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「第44条第 1 項第 3 号」の次に「、第52条第 6 項第 3 号」を加え、同条第 2 号中「第55条第 3 項各号」を「第55条第 3 項もしくは第 4 項各号」に改め、「第57条の 4 第 1 項ただし書」の次に「、第58条第 2 項」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（給料月額の特例措置）

- 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 2 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第 3 条、第 5 条第 1 項ならびに同条第 2 項および第 6 条の規定によりその例によることとされる条例第 4 条第 2 項および第 5 項ならびに初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。）とする。

別表第 1 中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤務職員および」に、

再任用職員		195,032	206,214	224,851	245,805	を
任期付職員		148,994				

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	に
		円 195,032	円 206,214	円 224,851	円 245,805	
任期付職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	
		円 148,994				

改め、同表の備考中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の適用を受ける暫定再任用職員（秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）の給料月額については、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の適用を受ける職員の例によるものとする。

秋田市訓令第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成 7 年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
黒沼協和会
- 2 認可年月日
平成5年1月6日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 松 田 芳 隆
秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地
変更後 佐 藤 孝 徳
秋田市河辺北野田高屋字神田216番地
- 4 変更年月日
令和4年5月28日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和5年2月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
有 限 会 社 やさしい 手秋田	やさしい手 秋田ももさ だ	秋田市川元むつ み町7番13号	令和5年2月1日	訪問介護

秋田市告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和5年2月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在 地	指定の年月日	サービスの 種 類
株 式 会 社 あおぞら	あおぞらデ イ サービス 千秋	秋 田 市 千 秋 矢 留 町 11 番 17 号	令和5年2月1日	地 域 密 着 型 通 所 介 護

秋田市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神ヶ村自治会
- 2 認可年月日
平成5年4月1日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 福 原 一 博
秋田市雄和神ヶ村字大橋222番地
変更後 浅 野 栄 一
秋田市雄和神ヶ村字大金22番地
- 4 変更年月日
令和5年1月15日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第23号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
佐藤 真理子	秋田大学医学部 附属病院	眼科	視覚障害
横田 奈那子	秋田大学医学部 附属病院	眼科	視覚障害
池上 いちこ	秋田赤十字病院	神経内科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
畠山 潤也	社会医療法人 明和会 中通総合病院	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由
平山 雅士	社会医療法人 明和会 中通総合病院	小児科	肢体不自由

秋田市告示第24号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条第1項の規定に基づき、医療給付を委託する機関を次のとおり変更したので、秋田市母子保健法施行細則（平成9年秋田市規則第32号）第4条第2項の規定により告示する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

医療機関 の 名 称	診療科名	変 更 年月日
市立秋田 総合病院	旧 呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、血液・腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科	令和4年 4月1日
	新 呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、血液・腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科、緩和ケア内科	

秋田市告示第25号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和4年度第6期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第26号

令和5年2月14日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和5年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
中の沢自治会
- 2 認可年月日
平成7年12月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 打 矢 美 文
秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢4番地2
変更後 加 藤 美喜夫
秋田市雄和萱ヶ沢字三福36番地
- 4 変更年月日
令和5年1月22日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第28号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を次のとおり指定したので、同法第15条の17第2項の規定により告示する。

令和5年2月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定区域

- (1) 秋田市上北手古野字深田沢38番1、39番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番2、47番29、50番、51番1、51番2、51番4、97番、98番および101番
- (2) 秋田市上新城道川字大沢20番2
- (3) 秋田市太平中関字二番片貝沢58番4、58番5および58番6

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第13条の2第1号

秋田市告示第29号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）
第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年2月10日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年1月23日および同月24日

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年2月10日から同年8月10日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第30号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったもので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受け
るべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年2月10日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和4年）

秋田市告示第31号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年2月10日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年2月10日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
207	山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	令和5年 3月1日

秋田市告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年2月14日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
157	くるみ薬局	秋田市仁井田新田二丁目14番34号	令和5年 3月1日

秋田市告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月14日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 土 田 正 広

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第35号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったもので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年2月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

- (1) 一つ森公園テニスコート
- (2) 一つ森公園コミュニティ体育館
- (3) 一つ森公園弓道場
- (4) 雄物川河川緑地テニスコート
- (5) 雄物川河川緑地野球場

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市泉中央二丁目27番28号

有限会社本間酒店

代表取締役 本 間 賢

2 委託期間

令和5年4月1日から同年11月30日まで

秋田市告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月16日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番2号

一般社団法人秋田市シルバー人材センター

理事長 野 口 良 孝

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月16日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1

株式会社サンアメニティ秋田支社

支社長 金 澤 直 樹

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 長谷川 智 久
秋田市外旭川字神田263番地3
変更後 佐 藤 祐 幸
秋田市外旭川字神田520番地1
- 4 変更新年月日
令和5年2月5日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年2月17日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
156	山王たいよう薬局	秋田市山王五丁目10番28号	令和5年 3月1日

秋田市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

秋田市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

秋田市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和5年2月22日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
文化振興課	文化振興課において取り扱う物品売却収入に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月28日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 代表取締役 柳 原 知 明
能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市教委告示第 3 号

令和 5 年 2 月 15 日 午後 3 時 30 分 秋田市役所 5 階 5－A 会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和 5 年 2 月 13 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委告示第4号

令和5年2月27日午後4時秋田市役所5階5－A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和5年2月21日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教職員人事異動に関する件

秋田市農委告示第 2 号

令和 5 年 2 月 16 日 午後 2 時 秋田市職員研修棟第 1 ・ 2 研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和 5 年 2 月 9 日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和 4 年度第 11 号）に関する件

秋田市上下水道局告示第 1 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 3 の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
東北ヤエガシ	藤 井 博 一	横手市十文字町字西 上101番地 6	令和 4 年12月 9 日

秋田市上下水道局告示第 2 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者より事業の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 4 号の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
三共株式会社秋田支店	石 塚 淳	秋田市保戸野千代田町 2 番43号 2 階	令和 5 年 1 月27日

秋田市上下水道局告示第3号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

公共下水道事業管理者

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
令和5年3月1日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間

令和5年2月13日から同月27日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和5年2月3日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

旧秋田市文化会館における不用物品の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和5年2月10日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 売却物品の表示

物品 番号	物品の名称	規格	数量 (個)	最低 入札価格 (円)
		サイズ（幅×奥行き×高さ、単位mm）		
		取得日		
1	どん帳「荒磯」	大ホール本どん帳	1	100
		18,000×90×8,700		
		昭和56年2月18日		
2	どん帳「秋田の四季」	大ホール金属どん帳	1	100
		18,000×190×8,700		
		昭和56年2月18日		
3	どん帳「権現舞」	小ホールどん帳	1	100
		9000×90×5,500		
		昭和56年2月18日		
4	演台	木製、黒色、キャスター付き	1	100
		2,000×900×900		
		昭和55年6月15日		
5	ステージスピーカー	J B L 4550+2350 1組（2個セット）	1	100
		920×825×1,860		
		昭和56年2月18日		
6	ステージスピーカー	J B L 4550+2350 1組（2個セット）	1	100
		920×825×1,860		
		昭和56年2月18日		
7	移動型スピーカー	A L T E C A-7 1組（2個セット）	1	100
		760×610×1,480		
		昭和56年2月18日		
8	サイドスピーカー	J B L 4550+2350 1組（2個セット）	1	100
		920×825×2,250		
		昭和56年2月18日		
9	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-11、12、13	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		

10	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-14、15、16	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
11	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-17、18、19	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
12	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-20、21、22	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
13	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-23、24、25	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
14	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-26、27、28	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
15	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-29、30、31	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
16	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-32、33、34	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
17	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-10、11、12	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
18	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-17、18、19	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
19	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-20、21、22	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
20	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-23、24、25	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
21	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-26、27、28	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
22	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-33、34、35	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
23	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号3-8、9、10	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
24	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号3-11、12、13	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
25	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号3-14、15、16	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		

26	大ホール座席	2連、キャスター付き、座席番号2-13、14	1	100
		960×460×820		
		昭和55年6月28日		
27	大ホール座席	2連、キャスター付き、座席番号2-15、16	1	100
		960×460×820		
		昭和55年6月28日		
28	大ホール座席	2連、キャスター付き、座席番号2-29、30	1	100
		960×460×820		
		昭和55年6月28日		
29	大ホール座席	2連、キャスター付き、座席番号2-31、32	1	100
		960×460×820		
		昭和55年6月28日		

(2) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月27日（月）まで

(3) 売却物品の引渡場所

秋田市山王七丁目3番1号 旧秋田市文化会館

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者

(3) 次のいずれかに該当する者で今年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(4) 本市の市税に滞納がないこと。

(5) 公告日から当該調達の開札日までの間に本市の指名停止又は入札参加資格停止の期間中でないこと。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和 5 年 2 月 10 日（金）から同月 20 日（月）まで（土曜日および日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 受付場所

秋田市山王七丁目 3 番 1 号 旧秋田市文化会館

(4) 提出書類

ア 旧秋田市文化会館不用物品売却入札参加申込書（様式第 1 号）

イ 住民票（個人）（写し可）

入札日前 3 か月以内に発行されたもの

ウ 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書（法人）（写し可）

入札日前 3 か月以内に発行されたもの

エ 納税証明書等（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税

直近の事業年度のもの

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

直近のもの

※ 秋田市で事業を行い、固定資産税を有しているが課税額が 0 円の場合は「課税証明」、固定資産を有していない場合は「資産なし証明」

※ 非課税の場合は「市税に未納がない証明」

※ 入札日前 3 か月以内に発行されたもの

オ 誓約書（個人、法人）（様式第 2 号、様式第 3 号）

カ 役員等名簿（法人の場合誓約書に添付）（様式第 4 号）

(5) 申込方法

申込みは、様式に必要事項を記入の上、受付場所へ郵送又は直接提出すること（電子メールによるものは受け付けない。）。

4 入札執行に関する事項

(1) 入札日時

ア 入札日

令和 5 年 2 月 27 日（月）、28 日（火）および同年 3 月 3 日（金）

イ 入札時間

午前 9 時30分から午後 4 時まで（午前と午後に分けて 1 回ずつ行う。）

ウ 該当する入札日時

入札時間の詳細については、入札参加申込み時に伝えることとする。

(2) 入札受付（3 日間とも共通）

ア 午前の部 午前 9 時30分から午前10時30分まで

イ 午後の部 午後 1 時30分から午後 2 時30分まで

(3) 場所

秋田市山王七丁目 3 番 1 号 旧秋田市文化会館 4 階

(4) 開札

入札受付締切り後直ちに開札

(5) 落札者の決定

本人又は委任状を託された代理人によって提出された入札書を比較し、最低入札価格以上で最高価格の入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金

ア 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の 5 以上に相当する金額を入札当日の受付時間内に納付すること。

イ 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

ウ 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

エ 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

5 契約条項、入札心得および仕様書を示す日時および場所

令和 5 年 2 月10日（金）から同月20日（月）午後 5 時までの期間において、秋田市ホームページに掲載する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

- (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 郵送による入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売買代金に充当することができる。

9 売買代金

- (1) 落札金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって売買代金とする。
- (2) 契約者は、令和5年3月27日（月）までに、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売却の条件

- (1) 売却する物品は、旧文化会館で使用していた物品を現状有姿で売却するものであり、物品の全ての機能および動作等に関し保証するものではない。
- (2) 設置場所からの取り外しおよび搬出・運送等の引渡しに係る費用等は、全て落札者の負担で行うこと。
- (3) 物品のうち再利用可能なものについては中古品として再販を行ってもかまわないが、再販に係る全ての責は落札者が負うこと。
- (4) 廃棄および再販に当たっては、関係する法令を遵守し適正に処理を行うものとする。

(5) 契約に要する印紙税は、契約者の負担とする。

11 現物確認

物品の損傷や老朽等現状の確認は、当館に連絡し、担当職員と日程調整を行った上で来館すること。

(1) 確認日時

ア 確認期間

令和5年2月10日(金)から同月20日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)

イ 確認時間

午前9時30分から午後4時まで

(2) 場所

秋田市山王七丁目3番1号 旧秋田市文化会館

12 問合せ先

郵便番号 010-0951 秋田市山王七丁目3番1号

秋田市観光文化スポーツ部 文化振興課 文化施設担当(旧秋田市文化会館)

T E L 018-865-1191

F A X 018-865-1195

Eメール ro-edch@city.akita.lg.jp

秋田市公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条第1項の規定により、農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集を行うので、秋田市農業委員会の委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年2月20日

秋田市長 穂 積 志

1 人数

19人

2 任用期間

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

農業委員会総会（月に1回（必要に応じて複数回）、平日の日中に開催）等に参加し、付議される議案について審議する。

このほか必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談などを行う。

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）に基づき支給する。

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に関する手続等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募する場合は、秋田市農業委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、「10 推薦および応募に関する書類の提出先ならびに問合せ先」へ提出すること。

8 推薦・募集期間

令和5年2月27日（月）から同年3月24日（金）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、3月24日（金）必着

9 選考方法

秋田市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類を基に選考する。

結果については、7月上旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および応募に関する書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市産業振興部産業企画課（本庁舎 3 階）

電話 018－888－5722

11 その他

- (1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。
- (2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農業委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募申込書は返却しない。

- (3) 推薦および応募様式は、次の窓口かホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電話番号
産業振興部 産業企画課	〒010－8560 秋田市山王一丁目1番1号	018－ 888－5722
河辺市民サービスセ ンター産業・建設・ 地域支援担当	〒019－2692 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2	018－ 882－5161
雄和市民サービスセ ンター産業・建設・ 地域支援担当	〒010－1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018－ 886－5545

秋田市農業委員候補者推薦・応募ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>

注 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に「1023133」と入力して検索

秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年2月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 名 称	市有林素材販売（間伐材）
(2) 仕 様 書 等	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市河辺北野田高屋字獅子岱地内（土場）
(4) 予 定 価 格 (最低入札価格)	7,710,000円（税抜）
(5) 入 札 要 件	① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。 ② 契約期限までに市内製材所等との販売協定による素材売払いが可能であること。 ③ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤ 国、県および本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥ 市税に滞納がないこと。 ⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実

		上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
(6) 受 付		
	日 時	令和 5 年 3 月 13 日 (月) 午前 9 時から午前 9 時 50 分まで
	場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 2 階 会議室 2 - B
(7) 入 札		
	日 時	令和 5 年 3 月 13 日 (月) 午前 10 時
	場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 2 階 会議室 2 - B
	入札保証金	免除
(8) 契 約 日		令和 5 年 3 月 16 日 (木) (予定)

2 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

3 注意事項

(1) 受付について

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「実績調書等」といいます。）を受付時に提出してください。

(ア) 業務履行実績調書【様式 3】および契約書等の写し

(イ) 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和 5 年 1 月 1 日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、徴収猶予許可通知書等）（写し可）

(ウ) 登記簿謄本（写し可）※ 申込日から 3 か月以内に発行されたもの

(エ) 誓約書【様式4】

イ アの(ア)および(エ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。

(2) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加ください。

イ 当日は、受付の時刻までに遅れずにお越しください。

ウ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

エ 予定価格以上の価格で申込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

オ 入札執行回数は、2回を限度とします。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

なお、入札書には代理人の印を押印してください。

4 その他

(1) 実績調書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された実績調書等は、返却しません。

(3) 実績調書等に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先

秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当

電話 018-888-5739

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和4年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市農委公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定により、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求めおよび募集を行うので、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年2月20日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 区域および人数

区域	人数
第1区域	6人
第2区域	5人
第3区域	6人
第4区域	6人
第5区域	6人

2 任用期間

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談など）を担当する。

このほか必要に応じて農業委員会総会等に出席する場合もある。

主な業務

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
- (2) 耕作放棄地の発生防止・解消
- (3) 新規参入の促進等に伴う現地での調査

(4) 指導および監視業務

(5) 地域計画における目標地図の作成

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）に基づき支給する。

農地利用最適化推進委員	委 員	月額 31,000円
		日額 10,000円
		年額 国からの交付金の範囲内で活動時間 に応じた額

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に関する手続き等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を

記入し、提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、「10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先」へ提出すること。

8 推薦・募集期間

令和5年2月27日（月）から同年3月24日（金）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、3月24日（金）必着

9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類を基に選考する。

結果については、7月上旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農業委員会事務局（本庁舎4階）

電話 018-888-5796

11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口かホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電話番号
秋田市農業委員会 事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（4階）	018-888-5796
河辺市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農地利用最適化推進委員推薦・応募ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>

注 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に「1037007」と入力して検索

区域内地区

区 域	地 区
第1区域	次に掲げる地区 (1) 金足片田地区、金足黒川地区、金足高岡地区および金足吉田地区 (2) 金足岩瀬地区、金足浦山地区、金足追分地区、金足大清水地区、金足小泉地区、金足下刈地区、金足鴉崎地区および金足堀内地区 (3) 下新城地区 (4) 飯島地区 (5) 上新城地区 (6) 寺内地区、八橋地区、土崎地区、将軍野地区および港北

	地区
第 2 区域	次に掲げる地区 (1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、手形地区、濁川地区、添川地区、山内地区および仁別地区 (2) 広面地区、檜山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、中通地区および千秋地区 (3) 外旭川地区 (4) 太平地区 (5) 下北手地区、横森地区および桜地区
第 3 区域	次に掲げる地区 (1) 下浜地区 (2) 新屋地区、勝平地区、旭南地区、川尻地区、川元地区、山王地区および浜田地区 (3) 豊岩地区 (4) 四ツ小屋地区、御所野地区および御野場地区 (5) 仁井田地区、大住地区、牛島地区、茨島地区および卸町地区 (6) 上北手地区および南ヶ丘地区
第 4 区域	次に掲げる地区 (1) 河辺赤平地区、河辺大張野地区、河辺大沢地区および河辺高岡地区 (2) 河辺諸井地区、河辺和田地区および河辺神内地区 (3) 河辺戸島地区、河辺畑谷地区および河辺豊成地区 (4) 河辺松渕地区および河辺北野田高屋地区 (5) 河辺岩見地区 (6) 河辺三内地区
第 5 区域	次に掲げる地区 (1) 雄和女米木地区、雄和戸賀沢地区および雄和相川地区 (2) 雄和左手子地区、雄和種沢地区および雄和平尾鳥地区 (3) 雄和神ヶ村地区、雄和碓田地区および雄和萱ヶ沢地区

	(4) 雄和新波地区、雄和向野地区および雄和繫地区
	(5) 雄和田草川地区および雄和芝野新田地区
	(6) 雄和妙法地区、雄和石田地区、雄和平沢地区、雄和椿川地区および雄和下黒瀬地区